

観光旅行者等の安全確保のための指針

項目	頁
通則	・・・ 76
目的	
基本的な考え方	
防犯の基本原則	・・・ 77
具体的な方策等	
犯罪の防止に配慮した施設の整備	・・・ 78
(1) 宿泊施設	
(2) 入浴施設	
(3) 屋外施設等	
(4) その他の施設等	
事業者等の推進事項	・・・ 80
(1) 従業員に対する安全教育	
(2) 観光旅行者等に対する広報啓発活動	
(3) 施設内の巡回等	
(4) 施設出入口の管理	
(5) 防犯設備の点検整備	
(6) 防犯カメラの設置及び管理	
(7) 管轄警察署との連携	

第1 通則

1 目的

この指針は、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年鹿児島県条例第76号）第16条第2項の規定に基づき、観光・宿泊施設等について、観光旅行者等の安全の確保に配慮した施設の構造及び設備等に関する基準並びに管理対策等を定めることにより、観光旅行者等の安全確保に配慮した観光・宿泊施設等の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象、位置づけ

この指針は、観光・宿泊施設等の事業者、所有者又は管理者等（以下「事業者等」という。）に対して、観光・宿泊施設等の構造及び設備に関する犯罪の防止に当たっての望ましい基準等の整備方針を示すとともに、事業者等に対して、観光旅行者等の安全を確保するための望ましい具体的な方策等を示したものである。

(2) 指針の適用

この指針は、関係法令との関係、計画上の制約、防犯管理体制の整備状況、地域の実情等に配慮し、適用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

観光・宿泊施設等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、観光・宿泊施設等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 見通し及び「人の目」の確保（注1）（監視性の確保）

見通し及び「人の目」が確保されることによって、犯罪企図者（注2）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 周辺居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

周辺居住者が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動が活発に行われることによって、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

塀、柵又は垣等や防犯カメラ等の防犯機器を設置することなどによって、犯罪企図者の侵入経路を制御し、犯罪企図者の犯行を物理的、心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

第2 具体的な方策等

1 犯罪の防止に配慮した施設の整備

事業者等は、施設等において発生する盗難等の犯罪を防止し、観光旅行者等の安全を確保するため、周囲からの見通しを確保するなど、以下の点に配慮する。

(1) 宿泊施設

- ・ 客室内に貴重品を収納する固定式の金庫を備え付ける。
- ・ 金庫を備え付けない場合、受付でその旨を伝えて、事務室等の固定式の金庫で保管管理する。
- ・ 客室出入口扉には、自動施錠機能付き錠を設置する。

(2) 入浴施設

- ・ ホールや脱衣室等に施錠設備のあるロッカーを設ける。
- ・ ロッカーを設置できない場合、受付でその旨を伝えて、受付の金庫等で保管管理する。
- ・ 構造上見通しが確保できない場合は、脱衣場入口に管理人を配置するなどの措置を講じる。

(3) 屋外施設等

屋外施設等（注3）については、以下の点に配慮する。

① 施設内の駐車場

- ・ 駐車場は、道路など周囲からの見通しが確保された位置に配置し、柵、植栽等により周囲と区分する。
- ・ 見通しが悪く、死角になる箇所には、ミラーを設置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 駐車場の出入口に、自動ゲート管理システム等を設置する。
- ・ 出入口には、専任の管理人（従業員を含む。）を配置し、車両の出入りを管理する。
- ・ 管理人は、駐車場内を計画的に巡回し、防犯性の向上を図る。
- ・ 駐車場には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。

② 施設内の道路

- ・ 道路の構造，周辺の状況等を勘案し，横断防止柵等の防護柵，植栽，縁石等により歩道と車道を分離する。
- ・ 工作物等（看板等）を設置する場合には，工作物等が道路の見通しを妨げないように設置する。
- ・ 街路灯等により，極端な明暗が生じないように配慮しつつ，人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。

③ 施設内の公園

- ・ 道路など周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 植栽する場合は，高木や人の視線よりも低い木をバランスよく配置し，道路など周囲からの見通しを確保する。
- ・ 犯罪企図者が身体を隠すことができないよう樹種等の選定に配慮する。
- ・ 植栽の下枝等が，道路など周囲からの見通しを妨げないように定期的な剪定や伐採を行う。
- ・ 遊具を設置する場合は，道路など周囲から見通すことができる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には，防犯カメラ等の設置など見通しを補完する対策を実施する。
- ・ 公園灯等により，極端な明暗が生じないように配慮しつつ，人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）を確保する。

④ 公園内のトイレ

- ・ 園路から近い場所など周囲からの見通しが確保された場所に配置する。
- ・ トイレ出入口及び内部においては，人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保する。
- ・ トイレ内での犯罪発生に備え，非常ベル，赤色灯等の防犯設備を設置する。

(4) その他の施設等

観光旅行者等の安全確保のためのその他の施設等の構造，設備については，「犯罪の防止に配慮した商業施設等の構造，設備等に関する指針」を準用する。

2 事業者等の推進事項

事業者等は、観光旅行者等の安全を確保するため、関係機関との情報の共有化を図るとともに、以下の点に配慮する。

(1) 従業員に対する安全教育

- ・ 観光旅行者等の安全確保を徹底するため、従業員に対して、日頃から防犯意識を醸成する研修会を行うとともに、防犯機器・設備の操作要領等を習熟させる。
- ・ 防犯訓練を定期的実施し、従業員の任務分担や警察への通報要領等を周知徹底させる。

(2) 観光旅行者等に対する広報啓発活動

客室備え付けのパンフレット及び施設案内その他施設内の掲示板等において、観光旅行者等に対する自主防犯等に関する事項を記載するなどして、観光旅行者等の自主防犯意識の高揚に努める。

(3) 施設内の巡回等

- ・ 施設利用者以外の者が施設内に侵入することを防止するため、駐車場、出入口の監視、施設内の巡回を行う。
- ・ 来訪者への積極的なあいさつや声かけを行う。

(4) 施設出入口の管理

夜間に施設利用者以外の者が施設内に侵入することを防止するため、玄関、非常口以外の施設出入口は施錠する。

(5) 防犯設備の点検整備

街路灯、公園灯等の照明設備、その他の防犯設備については、定期的に点検整備する。

(6) 防犯カメラの設置及び管理

- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完，犯罪企図者の犯意の抑制等の観点から有効な位置，台数を検討し適切に配置する。
- ・ 防犯カメラの形状は，防犯カメラであることがはっきり認識できる形状とする。
- ・ 防犯カメラは，その映像を録画する記録装置を設置するとともに，より効果的なデジタル方式の録画装置を導入し，24時間録画とする。
- ・ 記録媒体の保存期間は，少なくとも1週間以上とする。
- ・ 防犯カメラのアングルの調整，防犯カメラ等の設定時刻の調整，記録媒体の交換，レンズの清掃等については，定期的に保守管理を行う。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は，照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか，当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。
- ・ 個人のプライバシーの保護に配慮し，防犯カメラの利用及び記録の取扱いについては適切な措置を講じる。

(7) 管轄警察署との連携

- ・ 管轄警察署と緊密な連携を保ち，随時，防犯情報等の交換を行うとともに，不審者（物）を発見した場合には，迅速な通報を行う。
- ・ 利用者に対して，随時，地域の犯罪発生状況に基づいた盗難防止等の注意喚起を行う。
- ・ 観光旅行者等の安全確保に関して，随時，関係機関・団体等と情報交換を行う。

(注1)「見通しの確保」とは，施設や塀，柵又は垣等が死角の原因とならないように配置を工夫すること並びに窓の位置やガラスの素材等を検討して施設内外の可視性を確保することなどをいい，「人の目の確保」とは，犯罪企図者の侵入等を察知できるようにするとともに，犯罪の抑止を図るために，観光旅行者，従業員，その他関係者等が滞在する場所の配置又は時間帯に応じた動線等に配慮することなどをいう。

(注2)「犯罪企図者」とは，犯罪を行おうとする者をいう。

(注3)「屋外施設等」とは，屋内外スポーツ施設，レジャーランド，遊園地等の娯楽施設，博物館，動・植物園，史跡等の文化・教育施設，レストラン等の飲食・休憩施設及び宿泊・入浴施設に設置された駐車場も含む。

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（地面における平均照度をいう。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注5)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね50ルクス以上のものをいう。